



令和5年度 家庭における太陽光発電導入促進事業 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

Contents

- 1 事業概要
- 2 助成対象者
- 3 助成対象要件
- 4 助成対象経費・金額
- 5 申請の流れ・申請期間
- 6 その他注意事項



Contents

1

事業概要

2

助成対象者

3

助成対象要件

4

助成対象経費・金額

5

申請の流れ・申請期間

6

その他注意事項

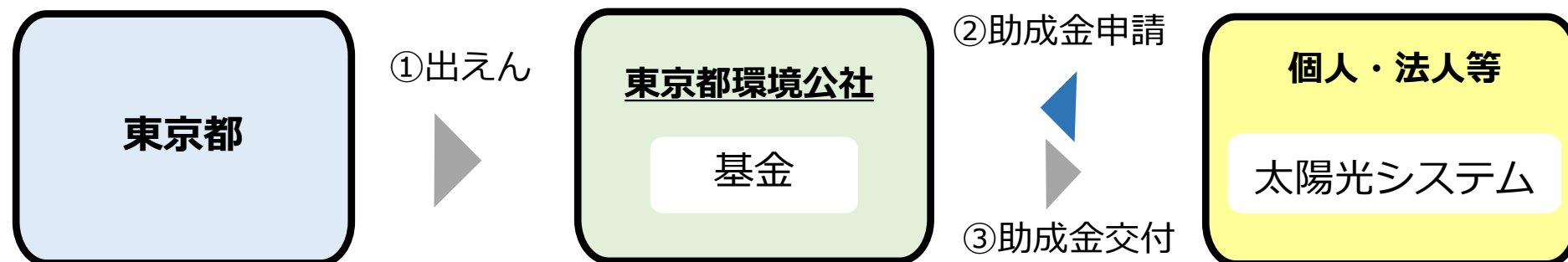


1 事業概要

事業の目的

「家庭における太陽光発電促進事業」とは、公社が令和5年度から令和9年度において、太陽光発電システムを都内の住宅に設置する方に対して、その経費の一部を助成することにより、**太陽光発電による電気の自家消費の増大・家庭における非常時のエネルギー自立性の向上**を目的とするものです。

事業スキーム



1 事業概要

事業実施期間

令和5年度から令和9年度まで

申請受付期間

令和5年度募集について

事前申込 : 令和5年5月29日～令和6年3月29日まで

交付申請兼実績報告 : 令和5年6月30日～令和6年3月29日まで

いずれも、申請は 郵送：17時公社必着、電子申請：当日17時までとなります。

Contents

1

事業概要

2

助成対象者

3

助成対象要件

4

助成対象経費・金額

5

申請の流れ・申請期間

6

その他注意事項



2

助成対象者

助成対象者

- **所有する対象機器を都内の住宅に設置する個人又は法人**
- **対象機器を東京都内の住宅に設置する者に対し、自らが所有する当該助成対象機器をリース等により貸与する個人又は法人**

なお、国及び地方公共団体は、助成金交付の対象とはなりません。

※リース等により対象機器を設置した場合は、当該機器の所有権を有するリース等の事業者を対象者とします。

＜上記にかかわらず、以下の者は助成対象者とはなりません＞

- ・ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等。
- ・ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの。
- ・ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成対象事業の継続性について不確実な状況が存在するもの。
- ・ 過去に税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けている者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの。

Contents

- 1 事業概要
- 2 助成対象者
- 3 助成対象要件**
- 4 助成対象経費・金額
- 5 申請の流れ・申請期間
- 6 その他注意事項



3

助成対象要件

助成対象機器

助成対象機器は以下の要件に適合するものとします。

1太陽光発電システム

(1) 太陽電池、(2) パワーコンディショナ、(3) その他これらに付随する設備

- ・ 未使用品であること。
- ・ 都内の住宅又は、その敷地内にされたものであること。
- ・ 太陽光発電システムにより供給される電気を、太陽光発電システムを設置する助成対象住宅の居住の用に供する 部分で使用するものであること。
- ・ 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定めるJETPVM認証又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による 太陽電池モジュール認証を受けたもの
- ・ 太陽光発電システムの発電出力が50 k W未満であること。
- ・ 太陽光発電システムが既存のシステムの一部として増設されたものではないこと。

※ パワーコンディショナについては、

2太陽電池を設置するための架台

- ・ 未使用品であること
- ・ 陸屋根の住宅（新築の戸建住宅を除く）への太陽光発電システムの設置に伴い、設置するもの

3

助成対象要件

注意事項

以下の場合は、対象となりません。

- ✓ 対象機器に対して、東京都出資の他の補助金・助成金を受けている場合
- ✓ 既存の太陽光発電システムに増設した場合
- ✓ 敷地と異なる場所に設置した場合
- ✓ 店舗兼住宅や診療所兼住宅に対象機器を設置し、**店舗又は診療所のみで対象機器から供給される電力を使用する場合は、住宅の住居の用に供する部分で電力が使用されていないため、助成対象とはなりません。**
- ✓ 対象機器を共有名義の住宅に設置した場合は、全ての共有者が対象機器の設置について承諾していることを確認してください。

Contents

- 1 事業概要
- 2 助成対象者
- 3 助成対象要件
- 4 助成対象経費・金額**
- 5 申請の流れ・申請期間
- 6 その他注意事項



4

助成対象経費・金額

助成対象経費

機器費、材料費及び工事費（消費税は除く）

- ・ **機器費**

太陽電池モジュール

付属機器(パワーコンディショナ、保護装置・昇圧ユニット、接続箱、直流開閉器、
交流開閉器、電力モニター、余剰電力販売用電力量計、配線・配線機器)

- ・ **材料費(架台設置、防水工事)**

- ・ **工事費(設置工事費用)**

4 助成対象経費・金額

助成金の交付額

助成金交付額は、発電出力に下表に示す助成単価を乗じて得た額より算出されます。

助成申請額は**必ず**設置概要書を利用してください。（千円未満切り捨て）

太陽光発電システム	発電出力	発電出力に乘じる額	上限額（但し太陽光発電システムの助成対象経費の合計金額を上限とする）
新築単価 （一棟当たり）	3.6kW以下 （3.6kWを含む）	12万円/kW	上限36万円
	3.6kW超50kW未満 （3.61kW～49.99kW）	10万円/kW	上限499.8万円
既存単価 （一棟当たり）	3.75kW以下 （3.75kWを含む）	15万円/kW	上限45万円
	3.75kW超50kW未満 （3.76kW～49.9kW）	12万円/kW	上限599.8万円

※ 太陽光発電システムの発電出力

太陽電池モジュールの最大出力合計とパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい値

4 助成対象経費・金額

助成金（上乘せ）

架台設置経費	戸建（陸屋根）発電出力に乘じる額	集合住宅（陸屋根）発電出力に乘じる額
新築単価	対象外	20万円/kW 但し架台の材料費及び工事費の合計金額を上限とする
既存単価	10万円/kW	20万円/kW 但し架台の材料費及び工事費の合計金額を上限とする

防水工事経費	戸建（陸屋根）発電出力に乘じる額	集合住宅（陸屋根）発電出力に乘じる額
既存単価	18万円/kW	18万円/kW

4 助成対象経費・金額

助成金（上乘せ）

機能性PV経費の区分	機能性PV出力換算値に乘じる額
市場における付加価値が高い機能性PVの製品	5万円/kW(機能性PV出力換算値)
市場における付加価値がやや高い機能性PVの製品 (機能性太陽光発電システムの周辺機器を除く)	2万円/kW(機能性PV出力換算値)
既存住宅市場における付加価値がやや高い機能性PVの製品	2万円/kW(機能性PV出力換算値)

※機能性太陽光発電システムの周辺機器を設置する場合にあっては、太陽光発電システムの発電出力に乘じて得た額となります。

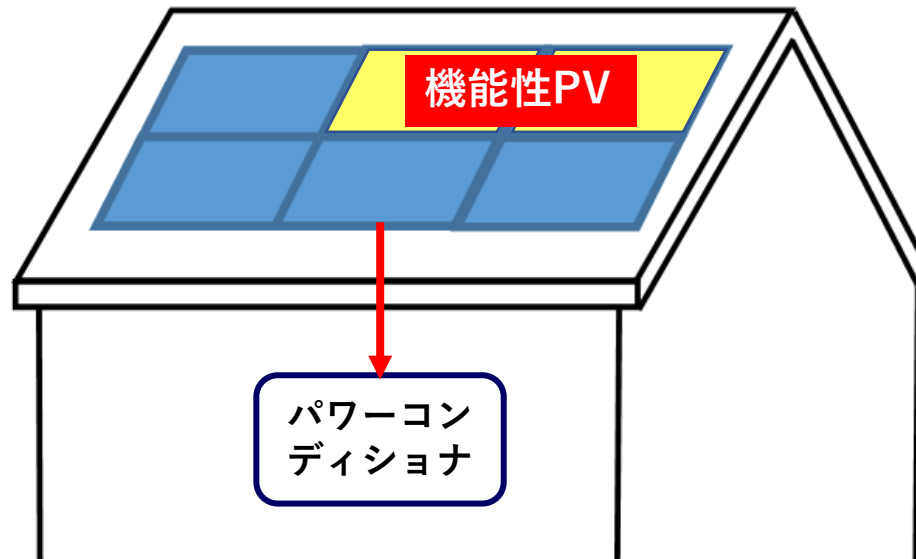
機能性PV経費の区分	発電出力に乘じる額
市場における付加価値が高い機能性PVの製品	2万円/kW



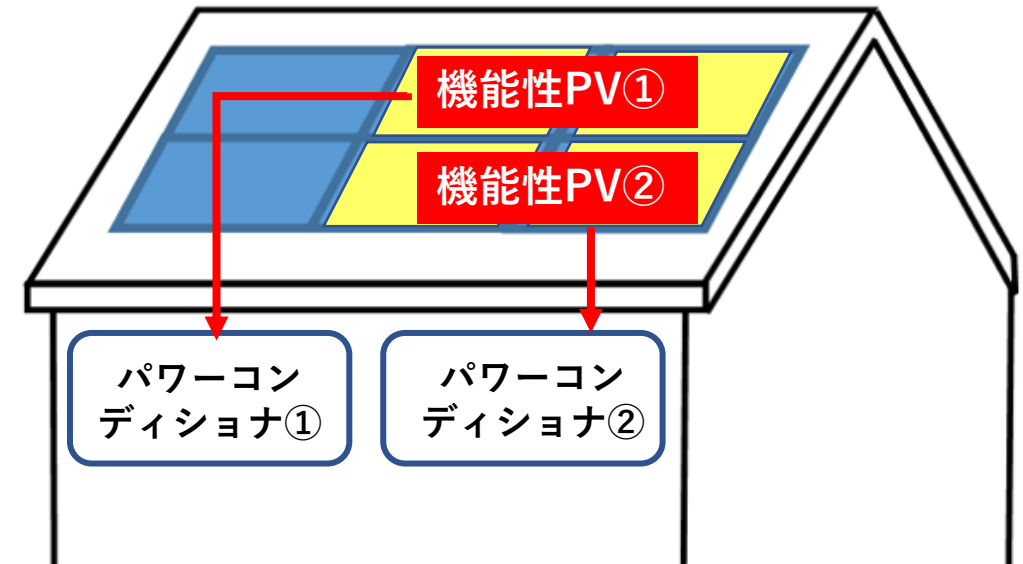
4

助成対象経費・金額

助成金額(上乘せ)



パワーコンディショナを複数台設置する場合、**系列ごとの計算が必要**です。



※機能性PV出力(換算値)の計算式(機能性PVの区分毎に計算してください)

$$\text{機能性PV出力換算値 (kW)} = \text{太陽光発電システム発電出力(kW)} \times \frac{\text{(機能性太陽光モジュールの出力(kW))}}{\text{太陽光モジュールの公称最大出力**合計** (kW)}}$$

※ 設置概要書にて計算可能となっております。

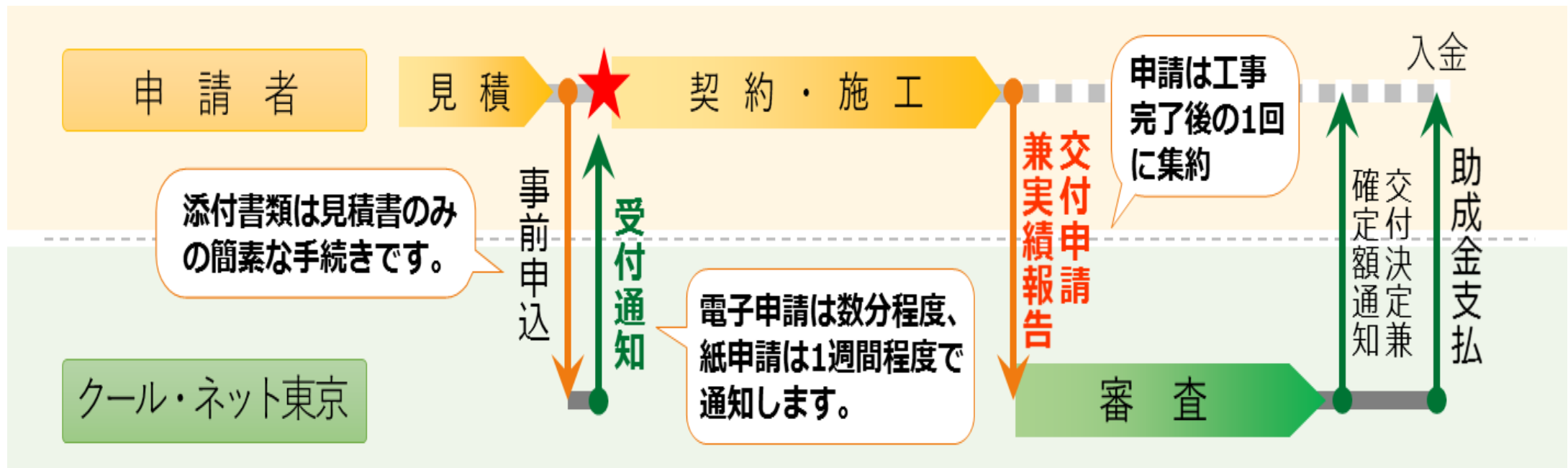
Contents

- 1 事業概要
- 2 助成対象者
- 3 助成対象要件
- 4 助成対象経費・金額
- 5 申請の流れ・申請期間**
- 6 その他注意事項



5 申請の流れ・申請期間

申請の流れ



5

申請の流れ・申請期間

事前申込と交付申請兼実績報告の概要

事前申込(電子・書面)

- ◆ 事前申込の**有効期限は1年間**です。
有効期限内に届け出がなされた場合は、
1年間延長します。
- ◆ 事前申込を廃止したい場合は、別途公
社にご相談ください。

※ 紙申請の場合、見積書その他、
事前申込書及び誓約書が必要と
なります。

交付申請兼実績報告（電子・書面）

- ◆ 申請は**工事完了後**に1回に集約して行っ
てください。
- ◆ 助成金交付申請兼実績報告書及び別表
に記載の必要書類を提出してください。
- ◆ 交付申請兼実績報告の申請は、**事前申
込有効期限**または助成対象機器を設置
した日から**180日を経過する日、もしくは
令和10年3月31日のいずれか早い
日まで**です。
- ◆ 電子申請を推奨します。



種別	項番	提出書類名称
事前申込	1	助成金事前申込書
	2	誓約書
	3	設置予定機器の見積書（写し）
交付申請兼 実績報告	1	助成金交付申請兼実績報告書
	2	太陽光発電システム設置概要書
	3	助成申請者本人確認書類(個人)
	4	助成申請者実在証明書類(法人)
	5	登記事項証明書
	6	設置に係る決議書またはこれに代わるもの(集合住宅)
	7	太陽光発電システムの設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
	8	対象機器を購入した際の領収書の写し及び領収書内訳
	9	保証書関連書類
	10	接続契約のご案内
	11	対象機器を設置する建物・土地及び対象機器から供給される電力等を使用する住宅の全景写真
	12	モジュール設置完了後の写真
	13	国及び地方公共団体による補助金の交付額確定通知書の写し
	14	モジュールの割付図
	15	リース等契約証明書

※その他、公社が審査に必要と認める書類の提出を求める場合があります。19

Contents

- 1 事業概要
- 2 助成対象者
- 3 助成対象要件
- 4 助成対象経費・金額
- 5 申請の流れ・申請期間
- 6 その他注意事項**



6

その他注意事項

書類の不備について

公社が受付した交付申請兼実績報告書の全部もしくは一部について不備がある場合、**公社が修正を求めた日の翌日から起算して6ヶ月以内**にご回答頂けない場合は、その申請、又は報告の全部もしくはその内の一部について申請、又は報告が撤回されたものとみなしますのでご注意ください。

財産の管理及び処分の制限

本助成金の対象機器（太陽光発電システム）の**処分制限期間17年**です。

対象機器の処分については制限があり、耐用年数が経過するまでの期間は善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。また、対象機器に不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとってください。

6 その他注意事項

よくあるご質問

➤ **昨年度との相違点について教えてください。**

- ・他の助成事業（蓄電池、V2H、エコキュート、高断熱窓ドア等）の併願が必須ではなくなり、太陽光発電設備の単独申請も可能となりました。
- ・陸屋根の住宅への上乗せ経費として既存戸建て住宅への防水工事や架台設置費用も対象となりました。
- ・また、50kW未満の機能性PVへの上乗せも対象となります。
- ・申請手続きについても簡素化されています。契約設置前に簡単な事前申込をしていただき、工事完了後交付申請兼実績報告書の申請の1回だけとなりました。

6 その他注意事項

よくあるご質問

➤ 見積書の指定様式はありますか？

見積書の指定はございません。対象機器設置場所住所が記載されていること、宛先に助成申請者名が記載されていること、対象機器の型番が記載されていること、対象経費の金額（消費税、諸経費含まず）が明確に記載されていることが必須事項となります。

6 その他注意事項

よくあるご質問

➤ 事前申込の受付日前に工事を行っています。助成対象となりますか？

事前申込は、契約締結前に行う必要があるため原則助成対象となりません。

ただし、当事業の適用が令和5年4月1日からとなるため、**令和5年4月1日から令和5年6月30日まで**に契約締結、契約締結及び工事をしたものについては助成対象となります。その場合も事前申込の手続き、交付申請兼実績報告が必要となります。

6 Q&A

よくあるご質問

➤ 個人申請は可能ですか。また、代理で申請した場合、振込先の口座は弊社とお客様どちらになりますか？

○個人申請は可能です。

また、代理申請の場合でも振込先は、申請者様の口座になります。

➤ 申請から助成金の支払いまでの目安期間を教えてください。

○不備が無い申請で3～4か月を想定しております。

ただし、申請数により前後することがございます。

6 Q&A

よくあるご質問

➤**太陽光発電システムと蓄電池システムを同時申請の場合の注意点を教えてください。**

○注意点としては、パワコンの費用はすべて蓄電池システムに含めてください。

※V2H、太陽光、蓄電池の3つ同時申請の場合も蓄電池システムに含めてください。

6 Q&A

よくあるご質問

➤ **事前申込から、機器の出力や型番に変更が出た場合の対応について教えてください。**

交付申請兼実績報告を提出する際に、正しい情報をご提出いただければ問題ありません。また、出力が変わった場合には、交付申請兼実績報告でご提出いただいた内容で助成金を算出します。

6 Q&A

よくあるご質問

- 事前申込受付後1年以内に交付申請兼実績報告を提出しなければならないが、機器の納期が1年以上先の場合はどうしたらよいでしょうか。

事前申込の有効期限内に事前申込延長の届出を行っていただければ、有効期限を1年間延長いたします。

※事前申込延長について、指定様式はありませんので、メールにてご連絡ください。



ご清聴ありがとうございました。

説明会に関するご質問は、メールにてお願い致します。

メールアドレス：

cnt-taiyoko5-support1@tokyokankyo.jp

ご送付頂くメールは以下の件名にしてください。

『【説明会質問】（●●株式会社）』

※お問い合わせの内容及び混雑状況により、回答までお時間をいただく場合がございます。
あらかじめご了承ください。



ご参加いただきありがとうございました。

